

第1章 計画の総論

第1節 計画の趣旨

介護保険制度は平成12年4月から施行され、社会保険方式で介護サービスを利用できるシステムとして定着してきています。

船橋市においては、「心の通い合う連帯の精神に満ちた豊かで健康的な活力ある社会」の実現を基本理念とし、平成12年3月に「第2次船橋市高齢者保健福祉計画・第1期介護保険事業計画」を、平成15年3月に「第3次船橋市高齢者保健福祉計画・第2期介護保険事業計画」を策定しました。

今日、介護保険制度に求められる基本的な課題として、高齢者の「自立支援」と「尊厳の保持」を基本とし、制度の「持続可能性」を高めつつ、介護予防の推進や地域ケア等の展開に取り組むことが求められています。

このような状況を踏まえ、今般、介護保険制度の改正が行われました。具体的には、平成17年10月に施設給付の見直しが行われた他、平成18年4月からは介護保険制度自体を予防重視型システムへと構造的に転換するために、「新予防給付」の創設、高齢者に対するより身近で多様なサービス提供体制を目指す「地域密着型サービス」の創設などが行われることとなります。

船橋市においては、このような国の動向を把握し、これからの高齢社会のあるべき姿の実現のために計画を見直し、平成18年度を初年度とする新たな計画を策定することとしました。

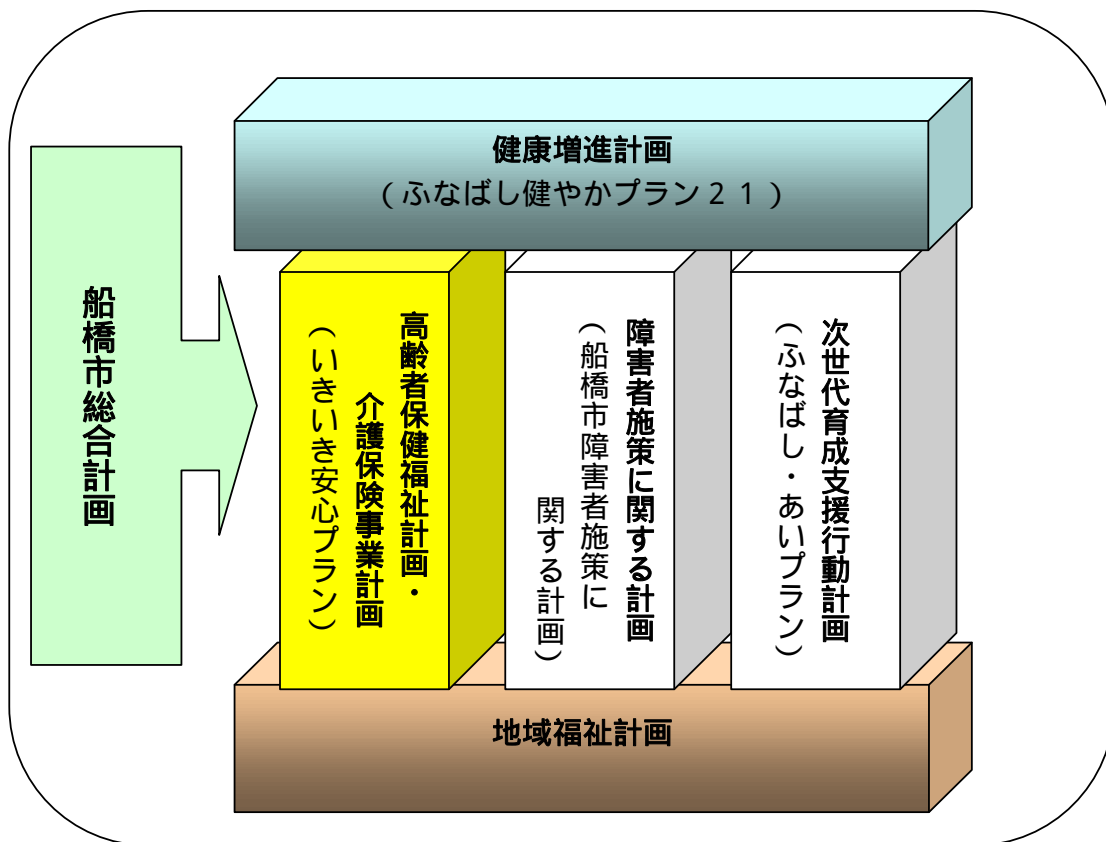
第1章 計画の総論

第2節 計画の法令等の根拠

「高齢者保健福祉計画」は、老人福祉法第20条の8及び老人保健法第46条の18に基づき、介護保険サービスとそれ以外のサービスを組み合わせ、健康づくりや介護予防、生きがいづくりなど、高齢者の地域における保健福祉水準の向上を目指す計画です。

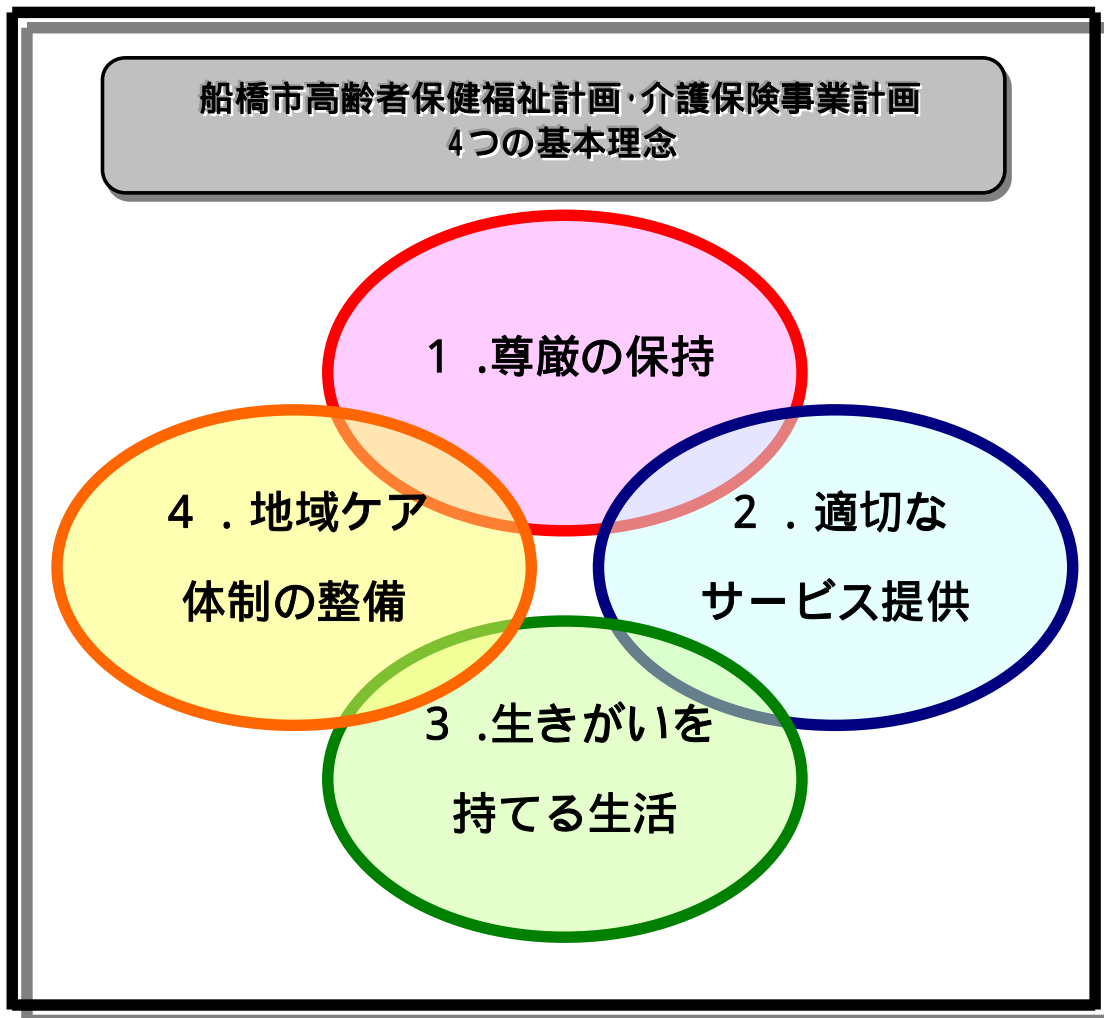
また、「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条に基づく、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画です。

この2つの計画は、高齢者のための保健・福祉・介護等の施策を総合的に推進するべきものであるため、一体型の計画として策定し、同時に他の諸計画とも調和が保たれるものとしします。



第3節 計画の基本理念

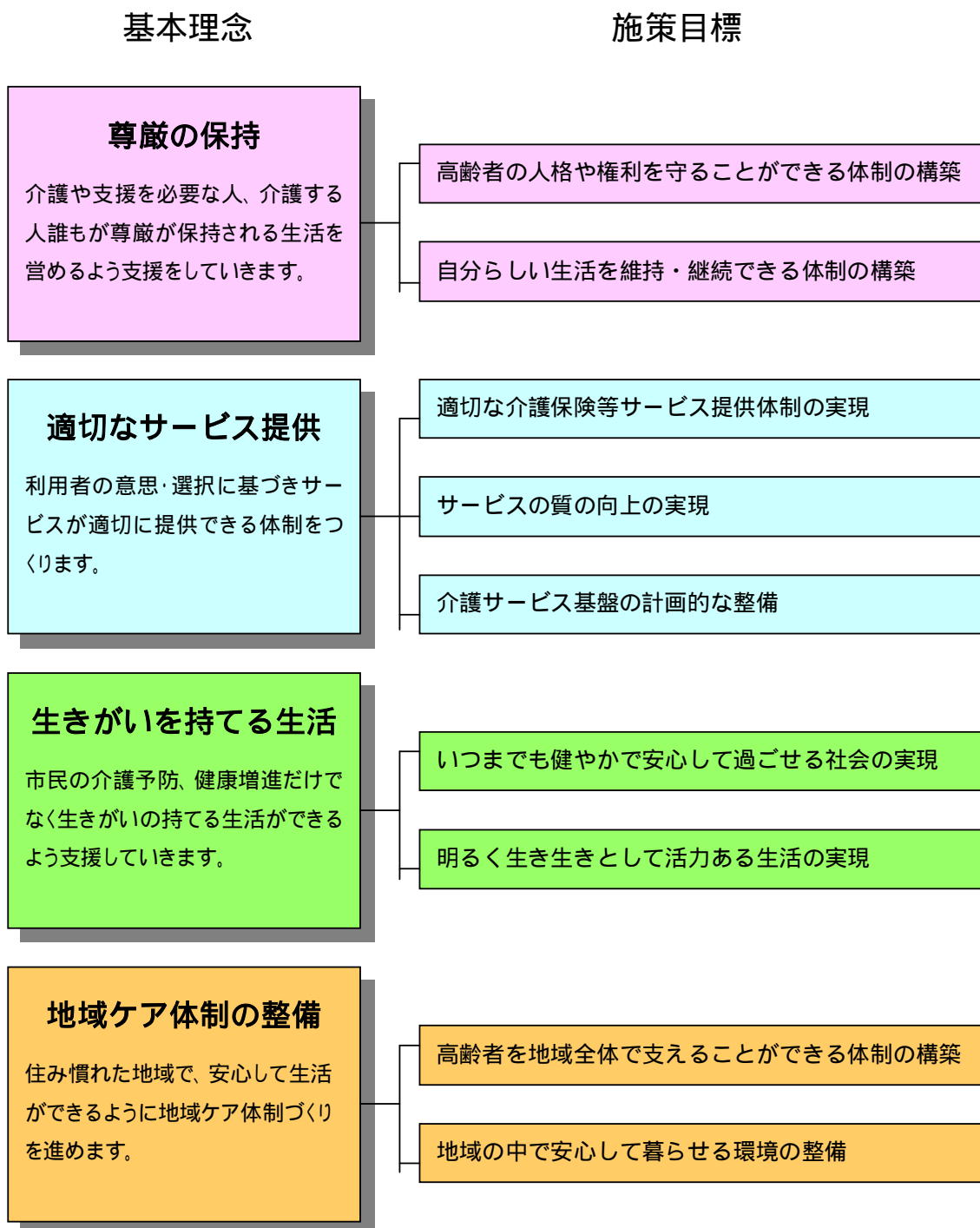
船橋市における第4次高齢者保健福祉計画・第3期介護保険事業計画は、高齢者のより身近な地域における保健福祉水準の向上を目指すとともに、明るく活力ある超高齢社会の構築を念頭においた政策的な目標と方向性を示すものとし、介護サービス給付の効率化・重点化の推進や予防重視型システムの円滑な移行等により、介護保険制度の持続可能性を確保するとともに、保険給付の円滑な実施を図るための計画とします。



第1章 計画の総論

《計画の施策体系》

施策目標（理念の実現のための具体的な考え方）



事業目標（施策目標達成のための方策）

尊厳の保持

～介護や支援を必要な人、介護する人誰もが尊厳が保持される生活を営めるよう支援をしていきます～

施策目標

高齢者の人格や権利を
守ることができる
体制の構築

事業目標（施策目標達成のための方策）

高齢者の権利擁護

高齢者の意思を尊重し、人としての権利を守っていくために、多職種・多機関が連携して権利擁護の体制を確立していきます。

認知症ケア体制の確立

認知症高齢者が尊厳を保ちながら社会の中で穏やかに暮らしていくことができるよう、社会における認知症への理解を深め、地域全体での支援体制を整備していきます。

自分らしい生活を
維持・継続できる
体制の構築

在宅生活を持続させるための支援

住み慣れた地域でいつまでも健やかに自分らしい生活を継続していくことができるようにするために、介護予防や在宅サービスを充実させていきます。

施設における生活環境の向上

施設にあってもできる限り家庭に近い環境で、一人ひとりの生活のリズムを大切にケアを受けることができるように施設環境の向上を目指します。

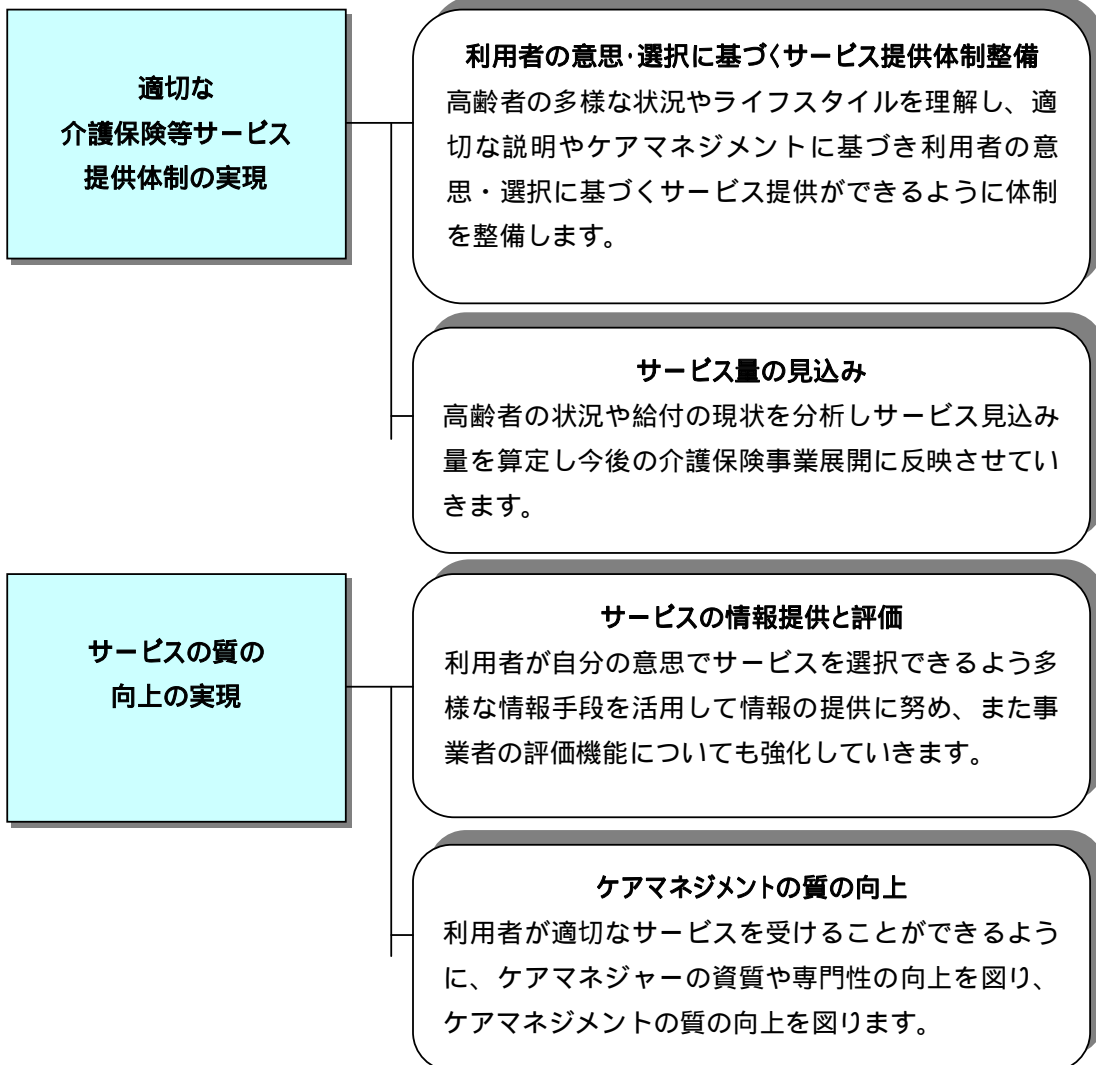
第1章 計画の総論

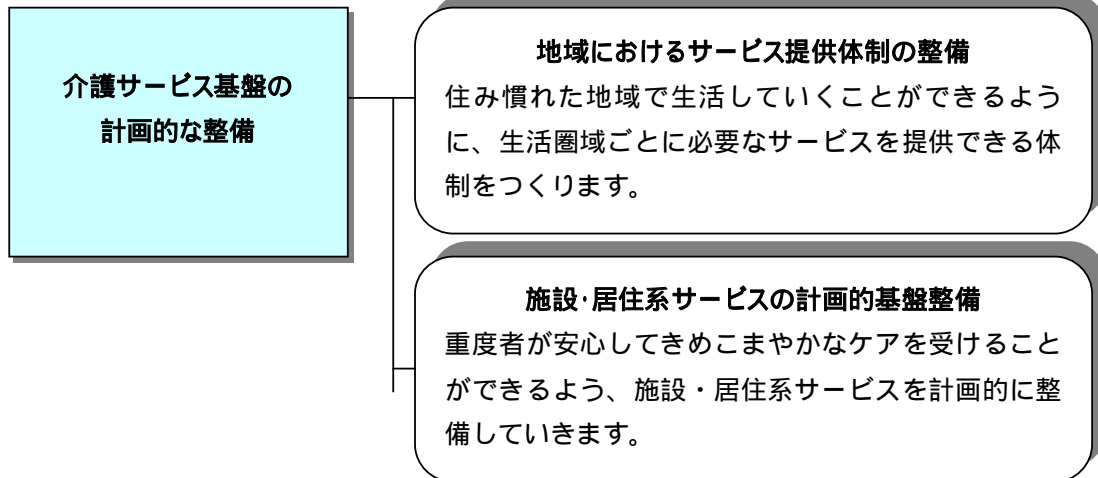
適切なサービス提供

～利用者の意思・選択に基づきサービスが適切に提供できる体制をつくります～

施策目標

事業目標（施策目標達成のための方策）





第1章 計画の総論

生きがいを持てる生活

～市民の介護予防、健康増進だけでなく生きがいの持てる生活ができるよう支援していきます～

施策目標

いつまでも健やかで
安心して過ごせる
社会の実現

事業目標（施策目標達成のための方策）

介護予防の推進

加齢による生活機能の低下を防ぎ、介護予防を推進・普及させていきます。

疾病予防対策

地域保健医療を推進し、健康増進の計画的な実施を図ります。

医療・リハビリテーションの充実

病気などで心身の機能が低下した高齢者が必要な医療やリハビリテーションを受けることができるような体制をつくります。

生きがいづくりの機会と場の提供

高齢者が自分の意思で生き生きとして活動的な生活を送ることができるように、さまざまな学習・趣味・スポーツの機会と場を提供します。

高齢者の社会参加の推進

高齢者が社会の一員として自分のできることを意識し、互いに助け合いながら活躍していきことができるように社会参加を推進します。

明るく生き生きとして
活力ある生活の実現

地域ケア体制の整備

～住み慣れた地域で、安心して生活ができるように地域ケア体制づくりを進めます～

施策目標

事業目標（施策目標達成のための方策）

高齢者を地域全体で
支えることができる
体制の構築

地域における包括的・継続的ケアマネジメント

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で過ごせるように、保健・福祉・医療等の多職種が協働し一貫性を持ったケアマネジメントを提供できる体制をつくります。

地域ぐるみ支援体制の確立

専門職だけではなく地域住民の自主的な取り組みやボランティアの活動等も含め、一人ひとりの高齢者を地域全体で支える体制を整えていきます。

地域の中で
安心して暮らせる
環境の整備

安心して暮らすための支援体制づくり

高齢者が地域の中で不安を感じることなく穏やかな生活を送ることができるように、緊急時の連絡体制整備や必要なサービスの提供を行っていきます。

高齢者が生活しやすい環境づくり

高齢者の居住空間や公共施設、移動手段などの環境を整備し、必要なサービスを円滑に利用することができる環境を整備していきます。

第1章 計画の総論

第4節 計画の期間

本計画の期間は、平成18(2006)年度を初年度とし、平成20(2008)年度を目標年度とする3か年とします。

なお、本計画に基づいて事業の進捗状況、事業効果の評価・分析を行い、平成20年度に見直しを行う予定です。